

図書館青葉線・市民病院プール線における道路運送法第4条運行への移行

1 経過

令和6年1月、千歳相互観光バス株式会社が運行する2路線（図書館青葉線、市民病院プール線）について、運転手不足により令和6年3月31日をもって撤退する意向が示され、急遽、十勝バス株式会社と富士交通株式会社が運行を引継ぐこととなった。

本来、一般乗合旅客自動車運送事業である道路運送法第4条の許可を受けて運行を行うこととなるが、国土交通大臣の許可には申請から約3か月を要することから、市民生活への影響を考慮し、令和6年度は代替運行等の許可（同法第21条第2号）により運行することとし、令和7年度の運行から同法4条の許可に向け、協議していたものである。

2 対象路線の運行概要

(1) 図書館青葉線

ア 適用日

令和7年4月1日

イ 運行事業者

十勝バス株式会社

ウ 運行区間

図1のとおり

エ 運賃

協議運賃部会における協議の上、決定

オ 車両数

2台（運行車両1台、予備車両1台）

(2) 市民病院プール線

ア 適用日

令和7年4月1日

イ 運行事業者

富士交通株式会社

ウ 運行区間

図2のとおり

エ 運賃

協議運賃部会における協議の上、決定

オ 車両数

2台（運行車両1台、予備車両1台）

図1

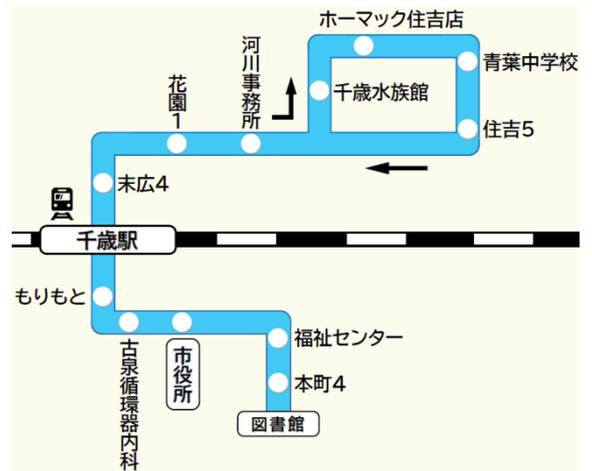
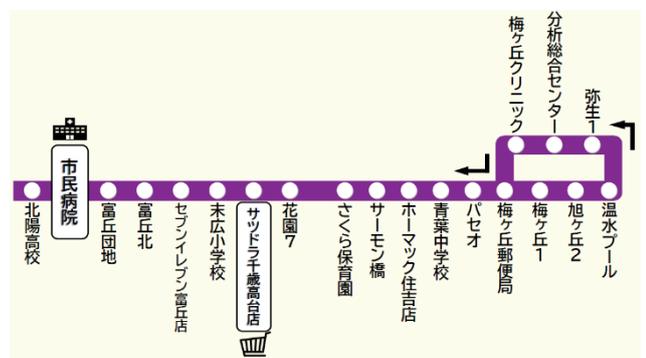


図2



3 その他

協議が調った場合には、協議が調ったことを証する書面を十勝バス株式会社及び富士交通株式会社に提出する。

なお、運賃については協議運賃部会の協議を経て決定した内容を協議会委員に報告する。

4 道路運送法第 4 条と道路運送法第 21 条の違い

- ・ 道路運送法第 4 条

路線バスの運行や乗合タクシーなど乗合事業を定期的に運行するもの。

- ・ 道路運送法第 21 条

実証実験での運行やイベントのシャトルバスなど臨時的に運行するもの。

道路運送法第 4 条

【条文】

第四条 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。

道路運送法第 21 条

【条文】

第二十一条 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。

一 災害の場合その他緊急を要するとき。

二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。

※図書館青葉線及び市民病院プール線の場合は、第 21 条 2 号が該当